

令和8年度 医療機関勤務環境改善支援モデル創出事業の申込みに当たっての留意事項

令和8年度 医療機関勤務環境改善支援モデル創出事業の申込みに当たっては、次のことにご留意願います。

1 申込みに当たって

- (1) 本事業は、熊本県及び熊本労働局の委託事業として熊本県医療勤務環境改善支援センターが実施するものです。
- (2) 本事業による取組みの主体は医療機関であり、当センター所属の医業経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は当該医療機関の補佐的な立場です。医療機関はアドバイス等を参考にして、自主的・積極的に取り組む必要があります。
- (3) 医療機関の管理者と各職員が前項のことを十分に理解し、当該医療機関において共通の目的をもつて取り組まなければよい成果を得ることは出来ません。本事業に選定された場合は、各医療機関において、職員の意識の醸成に努める必要があります。
- (4) 本事業は医療機関の勤務環境改善の支援モデルを創出する事業です。本事業実施後に派生して新たにコンサルタント業務が必要な場合にあっては、当該医療機関の責任により実施していただくことになります。
- (5) 本事業は医療法や労働基準法等の違反を指摘することが目的ではありません。当センターに提出された資料や知り得た情報が保健所の立入検査や労働局の監督指導に活用されることもありません。

2 支援に関して

- (1) 当該年度における具体的な到達点は、医療機関と協議のうえ決定します。
- (2) 取組みを効率的に進めるため、医療機関は管理者を含む上部組織及び実働する下部組織（小規模の医療機関は合同の組織でも可）を設け、センターは両組織のサポートを通して医療機関の支援を行います。アドバイザーは両組織の会議への参加や両組織の活動状況の報告を求めることがあります。
- (3) アドバイザーは定期的に訪問し、進捗状況を確認しながらアドバイスを行いますので、医療機関では有効かつ効率的な支援となるよう、アドバイスに沿った取組みを実行願います。
なお、定期的な訪問以外にZoom等を活用して進捗状況を確認する場合があります。
- (4) 職員が一丸となって勤務環境改善の取組みを推進する上で、関係する職員に対する説明会の開催は重要と考えています。その際は、センターが講師役を含め実施の支援を行います。
- (5) 取組みの進捗状況については、定期的に確認させていただきますが、医療機関内で検討したことがわかる資料（例えば勤務環境改善委員会の議事録等）の提出を求める場合があります。
- (6) 事業成果の波及への協力において、その内容によっては、医療機関名を伏せることも可能ですので、ご相談ください。

3 申込みについて

- (1) 本事業による支援を希望される医療機関は、別紙（令和8年度 医療機関勤務環境改善支援モデル創出事業希望調書）に必要事項を記入のうえ、センターへ提出してください。
熊本県医療勤務環境改善支援センター 熊本市中央区花畠町1番13号（熊本県医師会館内）
e-mail:i-kinmukaizen@kumamoto.email.ne.jp
TEL:096-354-3848 FAX:096-354-3885
- (2) ご不明な点があれば、上記にお問い合わせください。